

# 第三者の行為による傷病届について

法政大学健康保険組合

## 【概要】

交通事故など第三者の行為による傷病の治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。しかし、業務上や通勤災害によるものでなければ、健康保険を使って治療を受けることができます。この場合、加害者が支払うべき治療費を健康保険組合が立て替え払いすることとなり、健康保険組合が後日、その費用を加害者（損害保険会社等）に対して請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となります。

## 【届出の手続き】

- (1) 「第三者の行為による傷病届」等、届出に必要な書類一式を健康保険組合に提出してください。
- (2) 必要書類がすぐに用意できない場合は、取り急ぎ電話やEメールで健康保険組合に速やかに事故等の旨を連絡してください。  
※業務上や通勤途上の傷病である場合は、労災保険（通勤災害保険）の取扱いとなりますので、健康保険組合ではなく、事業所の人事担当へ連絡してください。
- (3) 以後、健康保険を使用して治療を行った場合、加害者に対する請求権を健康保険組合が代位取得することになるため、届出者は「同意書」の内容を遵守してください。

## 【届出に必要な書類】

以下（1）（3）（4）は必ず提出してください。（2）（5）（6）（7）はそれぞれに該当する場合は提出が必要です。

- (1) 「**第三者の行為による傷病届**」＝所定用紙
- (2) （交通事故の場合は必須）「**交通事故発生状況報告書**」＝所定用紙または同等のもの
- (3) 「**負傷原因報告書**」＝所定用紙
- (4) 「**同意書**」様式A＝所定用紙
- (5) （被扶養者が被害者である場合は必須）「**同意書**」様式B＝所定用紙
- (6) （交通事故の場合は必須）「**交通事故証明書**」＝自動車安全運転センター発行のもの
- (7) （交通事故の場合で、かつ上記（6）「交通事故証明書」が提出できない場合は必須）「**交通事故証明書入手不能理由書**」＝所定用紙

## 【届出先および問合せ先】

〒102-8160 東京都千代田区富士見2-17-1 法政大学健康保険組合（九段校舎7階）  
電話（03）3264-9593または9595 Eメール kenpo@hosei.ac.jp

## 【所定用紙の入手方法】

所定用紙は、健康保険組合ホームページからダウンロードできます。

<http://www.hoseikenpo.or.jp/> ユーザー名hosei パスワードkenpo

申請書 → 給付・請求に関する書式 → 第三者の行為による傷病届

以 上